

メディカル ノート

医療費控除を
活用しましょう

- 税金が還付されます
- 税金が軽減されます

医療費控除とは

本人又は本人と生計をひとつにする配偶者やその他の家族・親族が、一定額を超えた医療費(毎年の1月1日から12月31日の1年分)を支払った場合、所得税法上の医療費控除が適用され、税金の還付あるいは軽減されます。

控除金額

最高限度額 200万円

一年間に医療費として支払った金額が10万円以上の場合が対象となります。

(但し、その年の所得合計が200万円以下の場合、10万円以下でも対象となることがあります。)

申告時期

個人の確定申告期間である毎年2月16日～3月15日に最寄りの税務署に申告して下さい
給与所得者は1月から申告できます。

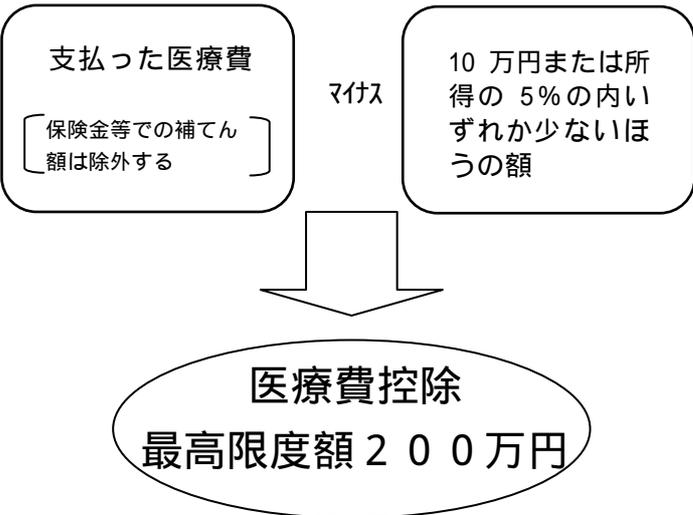
提出書類

給与所得者の場合

源泉徴収票、本メディカルノート

事業所得者の場合

確定申告書、決算書、本メディカルノート



(年 分)

本人氏名		年齢	才	電話		
住所				職業		
家族・ 親族名	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢	続柄

領収書貼付欄

左側をそろえて下から順に重ねるように貼付して下さい



Area with horizontal dashed lines for receipt attachment.

医療費控除の対象となる医療費

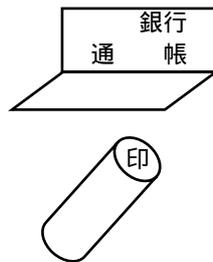
1. 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
2. 治療、療養の為に医薬品購入費
3. 通院・入院の為に通常必要な交通費、及び医師等の交通費(電車賃、バス代、タクシー代等。タクシー代はなるべく領収書を添付して下さい)
4. 入院の部屋代や食事代の通常必要な費用
5. 治療の為に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、灸師、又は柔道整復師による治療を受けるための施術費
6. 保健婦、看護婦、その他療養上の世話を受けるため特別に依頼した人に支払った費用(例えば、療養の為に特別に依頼した家政婦等に支払った費用も含まれます)
7. 助産婦による分娩の介助料
8. 痔ろう治療の為に漢方薬等の購入
9. 老人保険施設の利用の為に支払った費用(支払った内容の明細が記載されている領収書が必要ですので専門家にご相談下さい)
10. 医師により「おむつ使用証明書」が発行された場合のおむつに係わる費用
11. その他

医療費控除の対象とならない医療費

1. 容姿を美化し、容ぼうを変えるを目的として支払ったいわゆる整形手術の費用
2. 健康増進や病気予防の為に医薬品の購入費
3. 成人病健診や人間ドックなどの健康診断の費用(ただし、その結果重大な疾病が発見され引き続き治療を受けるときのこの費用は医療費に含まれます)
4. 親族に支払う療養上の世話の費用
5. 寝具類の費用及び医師等に支払った謝礼金
6. 通院に自家用車を使用した場合の駐車場代やガソリン代など
7. 治療を受ける為に直接必要としない近・遠視の為に眼鏡や補聴器等の購入費
8. 出産の為に実家に里帰りする為の交通費
9. カツラの購入費
10. 治療を目的としたものでも単なる温泉療養に支払った費用
11. その他

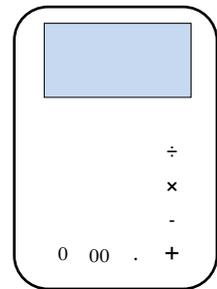
給与所得者が医療費控除の手続きをするには？

還付申告用の確定申告書を記載して源泉徴収簿とこのメディカル・ノート(領収書貼付)を提出して下さい。尚、印鑑と銀行等の通帳も用意して下さい。



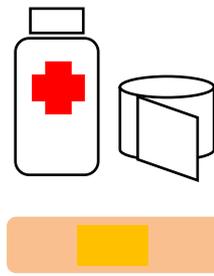
病院等で領収書を出してくれないあるいは紛失した場合？

その場合は、メディカル・ノートの内容欄に病院の住所等を詳しく記入して下さい。



還付金はどのくらいでしょうか？

年収が約400万円の一般のサラリーマン家庭(家族=4人、妻、子供2人)で年間30万円の医療費の支払があった場合、還付金約2万円と住民税が約1万円安くなります。

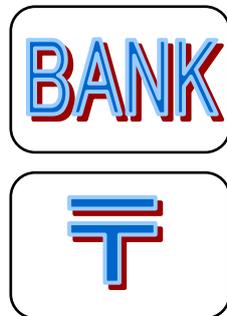


薬局で購入した薬は医療費として認められますか？

もちろん認められます。しかしこの場合病気治療や療養に必要なものなのでメディカル・ノートに病名や薬名をキッチリ記入して下さい。強精ドリンクは認められません。

還付金を受取るには？

申告時に所得者本人の銀行口座等を申告書に記載すれば銀行振込みをしてくれます。また最寄りの郵便局でも受取れます。時間的には2週間~1ヶ月以内です。なお、家族名義の口座には振込まれませんのでご注意ください。



前年分の医療費の領収書が出てきたのですが？

もちろん遑って申告することはできません。給与所得者は、所得税法上5年間遑ることができます。詳しくは専門家にお問合せ下さい。

